



自家発電入門 24

消防用設備等の非常電源の点検(その1)

12月号では、消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備の点検について紹介します。

備等又は特種消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)

Q 1

消防法令では、点検について規定されていますか。

A 1

消防法第17条第1項で「政令で定める技術基準に従って維持しなければならない。」とされ、更に法第17条の3の3では有資格者若しくは自ら点検することとされています。

このことから、設置後も基準に適合させるため点検が必要となります。

なお、ここでいう点検とは、「消防用設備等が消防法第17条第1項の基準に適合しているかどうかを確認することをいう。」と平成16年5月31日消防庁告示第9号で定義されています。

Q 2

点検時期や頻度についてどのように規定されていますか。

A 2

消防用設備等の種類及び点検内容に応じて平成16年5月31日告示第9号*1で定められています。

非常電源として設置される自家発電設備については次のとおりです。ただし、配線の部分は除かれ、配線については別途総合点検のみ規定されています。

*1 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設

点検の期間

- ① 機器点検……6月(6ヶ月)
- ② 総合点検……1年

点検の内容及び点検の方法

1. 機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認することとされています。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等に機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

2. 総合点検

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認することとされています。

Q3

「別に告示で定める基準」とはどういうものですか。

A3

「消防用設備等の点検基準及び消防用設備等の点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年10月16日 消防庁告示第14号）で消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤のそれぞれに点検の基準が規定されています。

自家発電設備については「別紙第24」で点検基準を規定し、点検票の様式は「別記様式第24」として規定されています。

Q4

点検者について規定はありますか。

A4

消防設備士又は消防設備点検資格者が実施しなければならない防火対象物を令第36条第2項で次のとおり規定しています。

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物*²
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物*³で消防長又は消防署長が指定するもの
- ③ 特定一階段等防火対象物

*²百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物、その他の防火対象物で不特定多数の者又は災害時に援護が必要なものが入り出る施設（令別表第1の（1）項～（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16）の2）項、（16）の3）項に掲げる防火対象物

*³特定防火対象物以外の防火対象物

Q5

点検結果は報告する必要はありますか。

A5

点検結果は、防火対象物の関係者（所有者、管理者、占有者）が消防長又は消防署長に次の期間ごとに報告しなければならないと施行規則第31条の6第3項

で規定されています。

- ① 特定防火対象物…… 1年に1回
- ② 非特定防火対象物…… 3年に1回

非特定防火対象物の場合の報告は3年に1回ですが、機器点検は6ヶ月ごと、総合点検は1年ごとに実施し、最新の機器点検及び総合点検の記録を添付して報告することとされています。

Q6

点検結果の報告は、どのようにすれば良いのでしょうか。

A6

「別紙第24」の非常電源（自家発電設備）点検基準に適合しているかどうかを点検し、その結果を「別記様式第24」の非常電源（自家発電設備）点検票に記録します。

この点検票を点検結果報告書に添付して消防長又は消防署長に報告します。

点検結果報告書には当該防火対象物に設置されている屋内消火栓設備やスプリンクラー設備などの消防用設備等の点検票が添付され、非常電源として自家発電設備が設置されている場合は自家発電設備の点検票も添付することになります。

点検票の判定欄は、点検の結果良好の場合は○印、不良の場合は×印を記入します。

点検結果報告書は、点検の結果不良の内容が全て整備されたものを提出することが原則とされていますので整備等により不良事項が改修された場合は×印を消さずに○印を付して⊗とします。このとき、改修内容を措置内容欄に記入します。

なお、自家発電設備の工事又は整備は、令第36条の2で消防設備士又は消防設備点検資格者が行うものから除かれており、火災予防条例において「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること」とされています。「自家用発電設備専門技術者」は、多くの市町村においてこの消防長が指定するものとして活用されています。

なお、消防長又は消防署長から適当と認められている場合には、点検票に替えて「点検結果総括表」及び「点検者一覧表」を添付することが平成16年5月31日消防庁告示第9号で規定されています。